

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急事態宣言を受けて、たつの市社会福祉協議会の対応を次のとおり実施します。(令和3年5月11日付けのお知らせ)

【期間:令和3年5月12日～5月31日】

○会館等について(開館します)

運営施設名	4月25日～5月11日	5月12日～31日	備考
新宮ふれあい福社会館	臨時休業	9:00～20:00	喫茶休業
御津やすらぎ福社会館	臨時休業	9:00～17:00	喫茶休業
		火・金曜 9:00～20:00	
老人福祉センター	臨時休業	9:00～17:00	
中央児童館	臨時休業	9:00～16:00	
		土曜 9:00～12:00	

〈注意〉

受付で、氏名・住所・連絡先をご記入いただきます。

○はつらつの湯・ふれあいの湯について(引き続き時間短縮)

運営施設名	4月25日～5月11日	5月12日～31日	備考
はつらつの湯	10:00～20:00	10:00～20:00	食堂・休憩室 休業
ふれあいの湯 (新宮ふれあい福社会館内)	10:00～20:00	10:00～20:00	休養娛樂室 休業

〈注意〉

令和3年4月28日から「たつの市在住の方」に限らせていただいております。
また、受付で、氏名・住所・連絡先をご記入いただいております。

○社協の事業活動について(中止)

事業名	対応
子育てひろば(市社協開設)	中止
手話サロン	中止
地域活動支援センター	中止
ボランティア相談	中止
暮らし支え合い事業	中止
訪問理容サービス事業	中止
高齢者ふれあいのつどい事業	中止

○住民活動について(自粛要請)

事業名	対応
小地域福祉活動推進事業	活動自粛を要請
圏域協議体	活動自粛を要請